

国民健康保険システム標準化検討会 開催要綱

第1 目的

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・自治体等の負担に繋がっている。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、自治体が使用する国民健康保険に係る業務支援システム（以下「国民健康保険システム」という。）の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して具体的な検討を行う。

第2 検討会

国民健康保険システム標準化検討会を開催する。

第3 国民健康保険システム標準化検討会

1 構成

国民健康保険システム標準化検討会は3-4頁の構成員をもって構成する。

2 座長

座長は会務を統括する。

3 議事

- (1) 国民健康保険システム標準化検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に国民健康保険システム標準化検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員以外の者が国民健康保険システム標準化検討会を傍聴することを認めることができる。

4 ワーキングチーム

- (1) 座長は、必要に応じ、業務単位等でワーキングチームを開催することができる。
- (2) ワーキングチームの構成員は、座長が決定する。
- (3) 座長は、必要に応じて、当該ワーキングチームの構成員の中から、ワーキングチーム座長を指名することができる。
- (4) 国民健康保険システムのサブユニットである特定健康診査・特定保健指導に係るワーキングチームの開催要綱については、別に定める。

5 ベンダ分科会

- (1) 座長は、必要に応じ、国民健康保険システム標準化検討会にベンダ分科会を開催することができる。
- (2) ベンダ分科会の構成員は、国民健康保険システム標準化検討会の構成員が兼務できることとする。

6 合同ワーキングチーム

座長は、必要に応じ、ワーキングチーム（ただし、4（4）に定める特定健康診査・特定保健指導に係るワーキングチームを除く。）及びベンダ分科会を合同で開催することができる。

7 その他

- (1) 国民健康保険システム標準化検討会、ワーキングチーム及びベンダ分科会の庶務は、当該事業を厚生労働省の補助事業として実施する公益社団法人国民健康保険中央会が事務局として処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、国民健康保険システム標準化検討会、ワーキングチーム、ベンダ分科会及び合同ワーキングチームの運営その他必要な事項は座長が定める。